

構造用調質高張力圧延鋼材の材料記号に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編, M 編及び P 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

構造用調質高張力圧延鋼材の材料記号に関する事項

改正理由

現行規則において、鋼材の材料記号の表示方法は、工学単位系による規格降伏点を用いて表示されている。

しかしながら、IACS 統一規則の材料記号の表示方法は、船体用圧延鋼材については工学単位系、構造用調質高張力鋼材については SI 単位系で表示されている。

今般、構造用調質高張力鋼材に関する IACS 統一規則 W16 の表示方法に基づき、構造用調質高張力圧延鋼材の材料記号の表示方法を工学単位系から SI 単位系に改めた。

改正内容

構造用調質高張力圧延鋼材の材料記号の表示方法を工学単位系から SI 単位系に改めた。